

農協等が認定新規就農者に利用させる
機械装置等を取得した場合の

固定資産税に係る 課税標準の特例措置

農協等が農業用ハウス等を取得し、
一定の要件を満たす認定新規就農者
に利用させる場合、
その固定資産税が軽減されます

農協等が、一定の償却資産を、適用期間に取得し、地域計画の目標
地図に位置付けられた認定新規就農者に利用させる場合、その償却
資産に対して新たに課税されることとなった年度から5年度分に
限り、**課税標準が3分の2に軽減**されます。（地方税法附則第15条第34項）

◎令和8年度税制改正で農地中間管理機構（農地バンク）等が特例対象者に
追加されました。

① 特例対象者

農業協同組合、中小企業等協同組合（事業協同小組合、企業組合を除く。）、農業協同組
合連合会、農事組合法人、農地中間管理機構、一般社団法人・一般財団法人（一定の要件を
満たす法人に限る）

② 償却資産

1つあたりの取得価格が、それぞれ以下の範囲のものが対象となります。

機械及び装置	30～330万円	器具及び備品	30～600万円
建物附属設備	30～600万円	構築物	30～2,000万円

③ 適用期間

令和10年3月31日までに取得し、かつ、利用させているものが対象となります。

※ 農地中間管理機構等については、令和8年4月1日以降に機械装置等を取得し、
かつ、利用させているものが対象となります。

④ 『地域計画の目標地図に位置付け』とは？

地域計画は、地域の農業の将来の在り方や目指すべき将来の農用地利用の姿を明確化した
ものです。目標地図は、将来の地域の農用地の利用について、農業を担う者ごとに地図に明
確化したものです。償却資産を利用する認定新規就農者は、この目標地図において、農業を
担う者として位置付け（表示）されていることが必要です。

⑤ 『認定新規就農者』とは？

認定新規就農者とは、新たに農業経営を営もうとする青年等が、経営を開始してから5年
後の目標やその達成に向けた取組等を内容とする青年等就農計画を作成し、その計画を市町
村に認定された者です。



本特例措置は、認定新規就農者への支援措置の一環であり、農協等から
認定新規就農者に貸し付けることで、認定新規就農者の初期投資の負担
軽減や定着等に役立てていただくことを目的としています。

手続きは
裏面に

